がん対策基本法(仮称)要綱骨子(案)

一 目的

この法律は、がんに罹患している者が多数おり、国民の死亡の原因に占めるがんの割合が大きなものとなっている等がんが国民の健康にとって重大な問題となっている現状において、がん患者に対し適切な医療を提供することができる体制を整備することが緊要な課題となっていることにかんがみ、がん対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにがん対策推進本部を設置するとともに、がん対策を推進するための計画の作成について定めること等により、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。

二 基本理念

がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われること。

がん患者に対しその病状、治療方法等についての適切な説明がなされることにより、がん患者の理解と選択に基づいた医療が提供されるようにすること。

系統的に収集、整理及び評価されたその時点において最新のがん医療 に関する情報に基づいた適切な医療ががん患者に対し提供されるように すること。

外国において、有用であるとの知見が得られたがん医療が、我が国に おいてできる限り提供されるようにすること。

がん患者に対し医療を提供するに当たっては、可能な限り、がん患者の苦痛を軽減すること及び身体の機能の低下を防止すること、がん患者及びその家族からの相談に応ずること、がん患者の日常生活への適応を円滑にするためのリハビリテーションを実施すること等により、がん患者及びその家族が日常生活の質を良好な状態に保つことができるよう配慮がなされること。

三 国の責務

国は、二の基本理念に基づき、積極的にがん対策を推進する責務を有すること。

四 地方公共団体の責務

地方公共団体は、二の基本理念に基づき、国と協力しつつ、その地方公共団体の地域の状況に応じたがん対策を推進する責務を有すること。

五 法制上の措置等

国は、がん対策の推進に当たり必要となる法制上又は財政上の措置その他の 措置を講じなければならないこと。

六 がん対策推進本部の設置

- 1 がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、がん対策推進本部(以下「本部」という。)を置くこと。
- 2 本部は、次の事務をつかさどること。

がん対策の推進に関する計画(以下「がん対策推進計画」という。)を 作成し、及びその実施を推進すること。

のほか、がん対策に関する施策で重要なものの企画に関して審議し、 及びその施策の実施を推進すること。

- 3 本部は、がん対策本部長(内閣総理大臣) がん対策副本部長及びがん対 策本部員をもって組織すること。
- 4 3のがん対策本部員には、医療関係者並びにがん患者及びその家族を代表する者を含むこととすること。

七 がん対策推進計画

1 がん対策推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。 がん対策を推進するために政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策 に関する基本的な方針

専門的ながん医療を提供する医療機関の整備の推進に関し政府が総合

的かつ計画的に講ずべき施策

がん医療に携わる専門的な医師その他の医療従事者の育成に関し政府 が総合的かつ計画的に講ずべき施策

がん情報ネットワークの整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に 講ずべき施策

がん患者に対する適切な緩和医療及び終末期医療の充実に関し政府が 総合的かつ計画的に講ずべき施策

がん患者及びその家族が日常生活の質を良好な状態に保つことができるようにすることに関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策がん研究の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策がん予防の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ~ のほか、がん対策に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 本部は、少なくとも三年ごとに、がん対策推進計画に検討を加え、必要 があると認めるときは、これを変更しなければならないこと。

八 国及び地方公共団体が講ずべき施策

1 医療機関の整備

国及び都道府県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず適切な医療を受けることができるよう、都道府県がん中核拠点病院、地域がん診療拠点病院その他の専門的ながん医療を提供する医療機関の整備を図るために必要な措置を講ずること。

2 専門的な人材の育成

国及び地方公共団体は、がん患者がその選択に基づいて専門的な医療を受けられるよう、大学(大学院を含む。)の教育課程の編成の腫瘍内科医、放射線治療医その他の専門医を育成することを目的とした見直し、医師に対する専門的ながん診療技術に関する研修の機会の確保、がん患者の看護に関する専門的な知識及び技術を有する看護師その他の専門的な知識及び技術を有する医療従事者の育成その他のがん医療に携わる専門的な医師その他の医療従

事者の育成を図るために必要な施策を講ずること。

3 がん登録

国及び都道府県は、がん患者のがんの診断及び治療並びに予後に関する情報を収集・分析し、がん医療の向上に役立てるため、がん登録の実施に関し必要な施策を講ずること。

国は、 の施策を講ずるに当たっては、がん患者を表す手段としてが ん患者の氏名に代替する番号が用いられるようにする等がん患者に関す る情報の保護が図られるようにすること。

4 がん情報ネットワークの構築

国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらずがん医療に関し必要な情報を入手し、及び医療機関ががん医療に関する情報を共有することができるよう、がん医療に関するデータベースの整備、医療機関においてがん医療に関する情報を専門的に取り扱うために必要な知識及び技術を有する者の確保その他の医療機関の間におけるがん情報ネットワークの構築を図るために必要な施策を講ずること。

5 連携協力体制の整備

国及び地方公共団体は、がん患者がそのがんの程度に応じた適切な医療を受けることができるよう、国立がんセンター、都道府県がん中核拠点病院、地域がん診療拠点病院その他の医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずること。

6 緩和医療及び終末期医療の充実

国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切に緩和医療が行われることが重要であることにかんがみ、緩和医療に関する知識の普及、医療従事者に対する緩和医療に関する研修の機会の確保、緩和医療に関する専門的な知識及び技能を有する看護師等の認定に関する制度の整備その他の医療機関における適切な緩和医療の提供の確保のために必要な施策を

講ずること。

国及び地方公共団体は、がん患者が適切な終末期医療を受けられるよう、ホスピスの整備及び地域における緩和医療に関する連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずること。

7 抗がん剤等の治験の促進等

国は、国外で効果が認められている抗がん剤等であって国内で保険承認がなされていないものの使用に係るがん患者の負担が過大となっていることにかんがみ、これらについて速やかに治験が行われ、並びにその有効性及び安全性が確認されたものについて速やかに保険承認がなされるよう必要な施策を講ずること。

8 調査研究等

国及び都道府県は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び 治療法の開発その他のがんの罹患率及び死亡率の低下に資する事項につ いての調査研究が促進され、及びその成果が普及されるよう必要な施策 を講ずること。

国は、先端的ながんの治療法の調査研究の成果の諸外国への紹介等がん対策に関する国際協力の推進のために必要な施策を講ずること。

9 がん予防の推進

国及び地方公共団体は、がん予防を効果的に行うため、がん予防に関する知識の普及、がんの早期発見に有効ながん検診の普及、たばこ税の増税その他の措置により喫煙者数の減少を図ること等必要な施策を講ずること。